



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
725号 2018年9月11日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

自治体行政への影響

会計年度任用職員

全国自治体労働運動研究会は7月、自治体議員及び自治体関係者研修会を神奈川県大和市で開催し、杉森議員も参加しました。テーマは①「自治体と住民の安全と環境保全」（厚木基地騒音公害など）、②「会計年度任用職員・非常勤職員と自治体行政」、③「年間300万人利用の多目的図書館」。今回は②を紹介します。

総務省の説明

「会計年度任用職員・非常勤職員と自治体行政」は、白石孝氏（官製ワーキングプア研究会理事長）が講演した。

総務省の説明によると、2020年4月から、ほとんどの臨時職員・非常勤職員・嘱託職員などは「会計年度任用職員」へ移行する。

区分はフルタイムとパートタイムで、**1週間の勤務時間が正規職員より1分でも短ければパートタイム職員**となる。基本給がフルは給料でパートは報酬。フルはボーナス（期末手当、年2.6ヶ月）と交通費その他の手当が支給可能だが、パートはその他手当がない。

基本給は正規職員に準じて決められるが、昇給制度も同様。

1回の雇用期間は最長1年（年度内＝毎年3月末日まで）。毎回1ヶ月の条件付き採用期

最低賃金822円

本年7月26日の第51回中央最低賃金審議会で、「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」と題する厚生労働大臣に対する答申が行われ、同日に同内容が厚生労働省労働基準局賃金課より各報道機関を通して一般に公開されました。

今後は、各地方最低賃金審議会がこの答申を参考にしつつ、調査審議の上、各都道府県労働局長に答申を行い、例年ほぼ答申通りで、10月1日頃には、地域別最低賃金額が決定され、公表されます。

わずか26円の引き上げ

改定引き上げ額は全国加重平均もBランクの茨城県もわずか26円で、現在茨城の最低賃金は時給796円ですから、822円になるだけです。

「結婚の壁」は永遠に破れず？

このペースの最低賃金の変化では、「結婚の壁」と言われる年収300万円、時給1,500円に達するまでに20～30年もかかってしまいます。しかも実際にはその間、物価も上昇しますから、いつまでたっても「結婚の壁」は破れないこととなります。

自治体で働く非正職員の賃金は低い水準にある

2012年度の自治労調査から

時給制		1000円以上	
17.7%	800円以上	34.1	19.4
		23.5	
800円未満	900円以上	1500円以上	5.2
月給制		10万円以上	
8.8%	5.5	12万円以上	29.1
		15.8	18.3
		9.9	12.7
10万円未満	16万円以上	20万円以上	

間（試用期間）あり。半年間の雇用の繰り返しや、雇用と雇用の間の空白期間設置はなくなる。雇用更新（再度の任用）は可能。

年齢、雇用年数、採用回数による募集制限なし。パート職員の兼業・副業は自由。

簡単な人事評価が始まり、守秘義務や服務規律が課せられる、など。

実施に当たっては各自治体の条例化による。

団体交渉の議題整理

すでに東京都の23区の特別区職員労働組合連合会（特区連）と区長会との交渉では、統一交渉の項目と各区交渉の項目も整理されてきている。

統一交渉の項目としては、会計年度任用職員の職種及び採用における採用資格基準、給料表の適用範囲、給料の調整額、休職者給与・報酬、期末手当・退職手当その他諸手当、勤務時間など。

各区の交渉事項としては、個々の給料・報酬額、再度の任用の上限設定など、統一交渉の項目以外の項目、としている。

交渉に当たってのポイント

各自治体の条例化に向けて、すでに（株）ぎょうせいなどが条例案の販売攻勢をかけているが、総務省の意向に沿ったものである。そのため、会計年度任用職員の生活と権利を守るために、**NPOモデル**ともいふべき対抗案も考えていく必要がある。

任用等に関する条例では、会計年度任用職員的首切りを阻止するため、定数を定める。公募の形骸化を考慮し、公募によらない場合も明記する。労働契約法に準拠し、5回以上の再度の任用を繰り返した場合、任期の更新を拒否できないことを明記する。

給料並びに報酬及び費用弁償に関する条例では、給料並びに報酬及び諸手当を正規職員と同等となる規定にする。賃上げの頭打ちなどを認めない規定とする、など。

交渉に当たってのポイントは、会計年度任用職員への移行に当たって、いかなる民間委託、雇い止め、賃金など労働条件の切り下げは絶対に認めないことである。



ゲノム編集で筋肉量が2倍に増えた牛

ゲノム編集 石橋をたたく姿勢で

（朝日新聞 8/21 社説抄載）

ゲノム編集という新しい手法で品種改良された動植物を、どう取り扱うべきか。政府が法規制の検討を始めた。環境省が設けた専門家による検討会はきのう、事務局の原案を大筋で了承した。

新たな遺伝子を組み込んだものはカルタヘナ法の規制対象とし、もともとある遺伝子の機能を失わせただけのものは規制しない——というのが骨子だ。機能喪失は自然界の突然変異でも起きるので問題視する必要はない、との考えに基づく。

「予防原則」に立つべき

米国のように特段の規制がない国がある一方、欧州連合（EU）司法裁判所は先月下旬、機能喪失も含めて幅広く網をかけるべきだとの判断を示した。

ゲノム編集は新しい技術なので、思わぬ落とし穴が隠れていることは否定できない。実際に「意図しない変異が生じた」との研究報告もある。ここはEUにならって、メカニズムが完全に解明されなくても予防的に対策をとる「予防原則」に立つことが大切である。

環境省原案では、規制から外れるものについても遺伝子の特徴や用途などを事前に役所に情報提供するよう求める。問題が起きたときに備え、漏れのない仕組みを工夫するのは当然だ。専門家だけでなく、消費者の声も聞いて決めてもらいたい。

石橋をたたきながら新しい技術とつきあう。そんな慎重さが求められる。